重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明（動産総合保険（携行品一式契約））

2016年4月

■加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。
■お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または保険証券（注）をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。
（注）普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者である団体等に交付されます。
■加入依頼者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報　加入依頼者・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ．ご加入前におけるご確認事項

1．商品の仕組みおよび引受条件等

1　商品の仕組み

契約概要

この保険は、企業等の団体等を保険契約者とし、その構成員（従業員等）をご加入者とする団体保険契約です。保険料についてはご加入者から集めた保険料相当額を保険契約者から引受保険会社に払い込みいただきます。

また、動産総合保険（携行品一式契約）とは、動産総合保険普通保険約款に携行品一式契約特約（個人型または家族型）をセットした契約で、火災・盗難・破損などのさまざまな偶然の事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

2　基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

（1）基本となる補償

契約概要　注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。臨時費用対象外特約が必ずセットされるため、臨時費用保険金はお支払いできません。詳しくは普通保険約款・特約集をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
損害保険金	偶然な事故によって、被保険者によって保険証券に記載された住宅から一時的に持ち出された、被保険者の所有する身の回り品（保険の対象）に発生した損害
残存物取片づけ費用保険金	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（※） ※取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
損害防止費用	事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用
権利保全行使費用	事故発生時に、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用

保険金をお支払いしない主な場合
ア. 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 イ. 地震、噴火、津波により発生した損害 ウ. 台風、暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害 エ. 紛失または置忘れによって発生した損害 オ. 被保険者や使用人等が関与した窃盗、強盗、恐喝等の不誠実行為による損害（使用人の不誠実行為対象外特約（注）） カ. すり傷、汚れ、しみなどの単なる外形上の損傷。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。（擦損危険等対象外特約（注）） キ. 真空管、電球その他これらに類似の管球類に発生した損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。（管球類単独損害対象外特約（注）） ク. 損害を受けたために臨時に発生する費用（携行品一式契約特約（個人型）または携行品一式契約特約（家族型）） など （注）これらの特約はすべての保険契約に自動的にセットされます。

（2）お支払いする保険金の額

契約概要　注意喚起情報

保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	損害の額－免責金額（3,000円）　＜保険金額（注）限度＞ （注）保険金額が保険価額（時価額）（※1）を超える場合は保険価額（時価額）（※1）とします。 【損害の額】 損害の額は保険価額（時価額）（※1）によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができるときには保険価額（時価額）（※1）を限度とし、次の算式によって算出した額とします。 修理費（※2）－修理によって保険の対象の価額（※3）が増加した場合はその増加額（※4）－修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額 （※1）損害の生じた地および時における保険の対象の価額（※3）をいいます。 （※2）損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修

（2023年6月承認）A23-100967

	理費は補修による修理費とします。 （※３）再調達価額（※５）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（※４）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額（※６）をいい、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 （※４）保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額（※５）の５０%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額（※５）の９０%に相当する額を限度とします。 （※５）保険の対象と同種のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 （※６）再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。
残存物取片づけ費用保険金	実費 ただし、損害保険金の 10%に相当する額が限度となります。
損害防止費用	実費 ただし、保険金額（注）から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。 （注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）とします。
権利保全行使費用	実費

契約概要

（３）主な特約の概要

携行品一式契約特約（個人型）または携行品一式契約特約（家族型）を必ずセットします。特約の概要は以下のとおりです。
詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

特約名	特約の概要
携行品一式契約特約（個人型）	被保険者が日本国内において携行中の保険の対象（※）について生じた損害に対して、保険金額を限度に損害の額から１回の事故につき３，０００円を差し引いた額を損害保険金として支払います。 ※被保険者の居住の用に供される住宅（敷地を含みます）外において、被保険者が携行している被保険者の身の回り品に限ります。
携行品一式契約特約（家族型）	携行品一式契約特約（個人型）の被保険者に当該被保険者と生計を共にする同居の親族を含む特約です。

（４）複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意） 注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

（５）保険の対象 契約概要

保険の対象は被保険者が携行している被保険者の所有する身の回り品です。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

（６）保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●この保険の保険期間は、2024 年 3 月 1 日から 1 年間です。
●補償の開始時期：始期日の午後４時に開始します。
●補償の終了時期：満期日の午後４時に終了します。
詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

２．保険料の決定の仕組みと払込方法等

1 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、セットする特約等により決まります。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

2 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

ご加入いただくお客さまの保険料払込方法につきましては、加入申込票をご確認いただくか、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

３．満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ. ご加入時におけるご注意事項

1．告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項） 注意喚起情報

（１）加入依頼者または被保険者になる方は、加入申込票（注）に記載された危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が告知を求める※印の項目について、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。

（注）ご加入時に引受保険会社に提出していただく書類で、ご加入に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

（２）加入申込票の※印の項目について、加入依頼者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項（加入申込票の※印の項目）
他の保険契約等に関する情報

2．クーリングオフ（ご加入のお申込みの撤回等について） 注意喚起情報

この保険は、ご加入の申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご加入内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1．通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項） 注意喚起情報

（１）ご契約者の住所または連絡先を変更する場合には、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

（２）次に記載する場合は、保険の対象がこのご契約の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときには、改めてご加入し直していただくことができますが、本商品と補償内容が異なることがあります。

・被保険者の居住の用に供される保険証券に記載された住宅の所在地が日本国外となった場合

2．脱退時の返れい金の有無 契約概要 注意喚起情報

この団体契約から脱退する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店もしくは引受保険会社にご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合がありますが、解約日時点で未払込保険料がある場合は、未払込保険料をご請求させていただきます。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

次の事由に該当した場合について、既に払い込んでいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

（１）保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。

（２）保険契約者または被保険者が保険の対象を譲渡した場合、または保険の対象の全部が失われた場合は、この保険契約は失効となります。この場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

（３）保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。

Ⅳ. その他留意していただきたいこと

1．保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2．個人情報の取扱い 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

3．重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記（２）の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます）。

（１）保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合

（２）保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

（３）被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合　など

（2023 年 6 月承認）A23-100967

４．継続契約について

（１）著しく保険請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

（２）引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

５．万一、事故が発生した場合のご注意

1 事故の発生

（１）事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（２）このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には事故のご連絡の際にお申し出ください。

2 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

3 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類を提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

（１）引受保険会社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
（２）引受保険会社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因、応急修理の有無、本修理の内容等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか（４）①、④に掲げる書類も提出していただく場合があります。	
（３）保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	・委任状　・印鑑証明書、資格証明書　・商業登記簿謄本 ・法人登記簿謄本　・戸籍謄本　など
（４）保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①損害の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書等）またはこれに代わる書類 ・所轄警察署の発行する盗難届出証明書またはこれに代わる書類 ・運送経路を示す書類 ・従業員であることを示す書類（従業員名簿、社員証写し等） ・現金出納帳等の帳簿 ・事故原因･発生場所･被害状況の見解書、写真　など
②損害の額を証明する書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書　・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書（購入時の領収書･保証書･仕様書） ・図面（配置図、建物図面） ・仕入売上伝票、出入庫伝票、棚卸台帳、在庫高帳 ・損害防止に支出した費用を示す書類 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書）　など
③この保険契約に質権が設定されている場合に必要な書類	
書類の例	・質権直接支払指図書　・質権者の保険金請求書 ・質権の債権額現在高通知書　・保険金支払先確認書　など
④その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）　など

4 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類を提出していただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約集に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

5 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

6 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

６．保険金支払後の保険契約

損害保険金の支払額が、１回の事故につき、保険金額（注）に相当する額となった場合、ご契約はその損害発生時に終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

（注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）とします。

７．共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

（2023 年 6 月承認）A23-100967

ご加入いただく内容に関する確認事項（意向確認事項）

お客さまのご意向に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であることを確認のうえご加入ください。また、払い込みいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出にかかわる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら、取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

●今回お申し込みいただく保険についてご確認をお願いします。

１．下記項目について、お客さまのご意向に沿った内容であることをご確認ください。

（１）補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合など）

（２）保険金額（タイプ名など）

（３）被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項については契約概要のご説明に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

２．「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

●また、現在ご加入のご契約（満期を迎える契約）にご不明な点がある場合には、取扱代理店もしくは引受保険会社までお申し出ください。

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ	
【取扱代理店】	一般財団法人　兵庫県学校厚生会
【電話番号】	０７８－３３１－９３１７　※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060（無料） ●受付時間　平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名（一般財団法人　兵庫県学校厚生会）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-985-024**（無料） ●受付時間 24 時間 365 日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人　日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人　日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］ **0570-022-808**

●受付時間［平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。
●電話リレーサービス、IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人　日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2023 年 6 月承認）A23-100967